

損傷時復原性に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編, CS 編, D 編及び U 編
鋼船規則検査要領 C 編, CS 編及び D 編

改正事項

損傷時復原性に関する事項

改正理由

2005 年 5 月に開催された IMO 第 80 回海上安全委員会 (MSC80) において, 主として損傷時復原性に関わる要件を改める SOLAS 条約第 II-1 章の改正が決議 MSC.194(80)として採択された。このため, 2008 年 2 月 27 日付一部改正にて必要な改正を行っている。

その後, SOLAS 条約第 II-1 章の改正に伴う国内法の見直しが行われ, 2008 年 10 月 29 日付国海安第 117 号の 2 にて関連省令の一部改正が公布された。

今般, 上記省令改正に基づき, 関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 貨物船について, 隔壁甲板下方の外板の開口に対する規定を改めた。
- (2) 貨物船について, 損傷制御図に関する規定の適用対象を改めた。
- (3) 内航貨物船について, 損傷時復原性要件の代替措置を規定した。
- (4) 内航貨物船について, 船首隔壁を貫通する管の緩和要件を規定した。
- (5) 損傷時復原性計算における浸水容積に対する取扱いを規定した。